

最低制限価格の改正について（平成 31 年 4 月 1 日）

小鹿野町では、極端な低価格受注による経費不足から、公共工事の品質低下を招くことを防止するためや、建設業者の経営環境や建設労働者の労働環境を保護するために、最低制限価格を下記のとおりとします。

記

1 適用年月日

平成 31 年 4 月 1 日以降に公告または指名通知する入札（工事）から適用する。

2 最低制限価格設定基準

最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

（※下線部は変更点）

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に 100 分の 110 を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあつては 10 分の 9 を乗じた額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 10 分の 7 を乗じた額とする。

ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額（円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額（円未満切捨て）

(2) ただし、特別なものについては、(1)の計算式にかかわらず予定価格に 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内で町長が定める値を乗じた額とする。

(3) (1)のただし書きの規定及び(2)の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に 100 分の 110 を乗じた額とする。ただし、下限値（10 分の 7）を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値（10 分の 7）を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に 100 分の 110 を乗じた額とする。